日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

郵送による貸付自粛のお申込手続きについて

１． 貸付自粛制度について

本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等（親権者及び成年後見人等）が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を当協会に対して申告することにより、協会が、これに対応する情報を個人信用情報機関（(株）日本信用情報機構、(株）シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター）に登録を依頼し、当該情報を登録した個人信用情報機関が、一定期間、加盟会員に対してその情報を提供する制度です。

ただし、個人信用情報機関に登録された場合であっても、会員による与信判断を拘束するものではなく、必ずしも貸付自粛が確約されるものではありませんのでご承知おきください。

２． 貸付自粛登録期間

個人信用情報機関に登録されてから５年以内

３． お手続きについて

(1) 郵送申告に必要な書類等

① 申告書《貸付自粛（登録・訂正）申告書・貸付自粛（撤回・取消）申告書》

② 本人確認書類１点

※法定代理人等による場合には、関係を証する確認書類が別途必要となります。

③ 本人確認及び返送用切手　(860 円本人確認用+460 円申告書控え一式返却用)

④ 貸付自粛申告確認書《申告目的が「ギャンブル等を止められない」の方のみ》

(2) 注意事項

① 当協会に書類一式が到着した後、本人確認として本人限定受取郵便(特例型)の発送を転送不要郵便で行います。送達し返戻された場合は不受理となります。

※協会から確認のため電話連絡(050 番号発信)をする場合があります。申告書には、平日の日中にご連絡できる電話番号を必ずご記入下さい。

② 申告書に記載不備や本人確認書類が不足の場合、また送料が不足の場合は不受理となります。

※不受理の場合は書類一式を同封頂いた切手を使用し返却いたします。

③ 受理の場合、申告書写しを同封いただいた切手を使用し送付（簡易書留）いたします。尚、手続き完了まで約３週間ほどかかります。受理しました申告書及び本人確認書類等は返却いたしません。

④ 協会から受理・不受理による書類の返送後、返戻された場合は６か月間保管し、その間に連絡がない場合は全て廃棄いたします。

４． 撤回の制限

個人信用情報機関に登録の依頼をした日から３か月が経過するまでは撤回できません。

また、貸付自粛の申告が法定代理人等による場合には、原則として自粛対象者は当該情報を撤回することができません。

※親権者による申告の場合は、自粛対象者が成人に達した場合を除く。

５． 本人確認書類等　　※発行日から６か月以内の原本

【本人申告の場合】 本人確認書類(以下から１点)

① 印鑑登録証明書

② 戸籍の附票の写し

③ 住民票の写し

【本人以外申告の場合】

(1)未成年の親権者　本人確認書類(以下から１点)

① 親権者の印鑑登録証明書

② 親権者の戸籍の附票の写し

③ 親権者の住民票の写し

その他必要書類(以下から１点)

① 戸籍全部事項証明書

② 本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書

(2) 後見人等　本人確認書類(以下から１点)

① 後見人等の印鑑登録証明書

② 後見人等の戸籍の附票の写し

③ 後見人等の住民票の写し

④ 現在事項全部証明書(後見人等が法人の場合)

その他必要書類(以下から１点)

① 後見人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本

② 後見登記ファイルの登記事項証明書

(3) 自粛対象者の配偶者、親族等(①～③から１点及び④～⑤・⑥～⑧から１点)

本人確認書類(以下から１点)

① 自粛対象者の配偶者、親族等の印鑑登録証明書

② 自粛対象者の配偶者、親族等の戸籍の附票の写し

③ 自粛対象者の配偶者、親族等の住民票の写し

関係書類(以下から１点)

④ 戸籍全部事項証明書

⑤ 住民票記載事項証明書

所在不明関係書類(以下から１点)

⑥ 失踪宣告の審判書の謄本

⑦ 職権消除された住民票の写し又は戸籍の附票の写し

⑧ 警察で発行する「行方不明者届受理証明書」(「行方不明者届受理証明書」発行していない警察署については、同様の有印書面で可)

６． 申告書　送付・連絡先

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15　二葉高輪ビル２階

日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター

連絡先　　**03-5739-3861/050-3494-7988**

受付時間　午前９時から午後５時（土・日・祝休日・年末年始を除く）